

投資奨励委員会事務局 告示

P-10 / 仏暦 2543 年 (2000 年)

件名 農産品加工産業団地および工業団地事業の条件

仏暦 2543 年 (2000 年) 8 月 1 日付け、投資奨励業種、規模、条件に関する件、仏暦 2543 年 2 号、投資委員会布告が発令されたことに関し、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 13 条および 16 条に基づく権限により、事務局は、仏暦 2543 年、9 月 22 日、投資委員会の同意を受け、以下のように、業種 1. 19、農産品加工産業団地、および業種 7. 5. 1、工業団地事業の他の条件を規定することを妥当と見なした。

1. 道路建設の最低基準は、以下のとおりである。

1. 1 基幹道路は、両面通行で、最低でも 18 メートルの道であり、交通道路表面最低でも、12 メートルを有し、路肩は、最低でも 3 メートルであること、
あるいは、一方通行の道路の場合は、最低でも 13 メートルの道路であり、交通道路表面最低でも、7 メートルを有し、路肩は、最低でも 3 メートルであること。
1. 2 補助道路は、最低でも 8.5 メートルであり、路肩は、最低でも 2 メートルであること。

2. 排水および汚水処理は、排水の前に、汚水の処理設備 (Treatment Plant) を持たなくてはならない。委員会が同意を与える形式により、一般の水と汚水とを分けた汚水排水管を持つものとする。

3. 委員会の同意に合致するごみの集積、整理、処理方式を持つものとする。

4. 提示、委員会が同意を与えた計画により、住宅地およびその他の事業地域と区別し工場立地地域を分けなくてはならない。

5. 工業団地内で臭気および煤煙を有する工場の建設は、事前に投資委員会の同意を得なくてはならない。

6. 工業団地に入居する工場に対して十分に使用できる電力、上下水道、電話、郵便、発電などの公共設備を、持たなくてはならない。

7. 奨励証書の発給日から2年以内に、全体土地の約25%を整え、それに合わせた公共サービスを持たなくてはならない。

これらに関しては、この告示以後、適用となる。

告示日 仏歴2543年(2000年)11月22日

署名

スタポン・カウイターノン

投資委員長官